

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

第5回 議事要旨

- 1 日 時 令和2年8月25日（火）16時～18時
- 2 場 所 法務省旧本館第一教室（一部の参加者はウェブ会議により実施）
- 3 出席者

（議長）熊谷 信太郎（弁護士）

（構成員）赤石 千衣子（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

石田 京子（早稲田大学大学院法務研究科教授）

大森 三起子（弁護士）

兼川 真紀（弁護士）

杉山 悦子（一橋大学大学院法学研究科教授）

野上 宏（東京都港区子ども家庭支援部子ども家庭課長）

【オブザーバー】

日本司法支援センター，公益社団法人家庭問題情報センター・養育費相談支援センター，厚生労働省，最高裁判所

【法務省関係部局】

司法法制部，民事局（事務局）

4 要 旨

出席した構成員により，養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策について，配布資料に基づき中間取りまとめに向けた意見交換が行われた（主な発言は5を参照）。

5 構成員からの主な発言

- ・ 離婚届用紙と同時に配布している法務省のパンフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」）を，より幅広く効果的に活用すべきではないか。自治体側の在庫不足への懸念を解消するために，例えば，離婚届用紙にQRコードを載せて，オンライン上で法務省離婚パンフレットを入手できるようにすることが考えられるのではないか。

- ・ 養育費の問題は、夫婦の問題ではなく、子どもの成長のために必要な子どもの権利であることを強調したい。そのことを、子を持つ親がしっかり自覚することが重要である。その観点からは、情報提供として、法的支援の関係のみでなく、多様な視点、例えば、離婚が子どもの発達に与える影響等の情報提供や、それも踏まえた離婚前後の親支援講座のような取組も進めていくべきではないか。
- ・ 現状は、ひとり親が自分で頑張らないと養育費を手でできない。今後の支援の在り方として、ひとり親が情報収集して、ひとり親が自ら相談に赴いて、自分で取決めや請求を行うという前提のままで、本当によいのか。ひとり親に寄り添った新たな支援の形に向けて、知恵を絞るべきである。
- ・ 養育費問題に悩むひとり親にとっては、法テラスが一番身近な存在である。他方、NPOでの相談において、法テラスの弁護士に関する苦情も聞いている。弁護士への相談が大きな壁になっている現状を改善するためには、例えば、実際に相談した者が、相談内容、弁護士の対応結果・評価等に関するフィードバックを匿名で書き込めるようなサイトを作り、誰もが見られるような形にしてはどうか。
- ・ 法テラスの相談体制において、専門の相談枠を設けて、弁護士会等の研修を受けた弁護士を要件として募集をすれば、家族問題に詳しい弁護士が配置され、相談者からの苦情も減るのではないか。
- ・ 将来的に、フィンランドの「オーロラAI」を始めとするプッシュ型行政サービスを導入すれば、養育費やシングルマザー問題の重要な解決ツールになるのではないか。今後、このような先進的な取組について調査研究を進めるべきである。
- ・ 養育費不払いを許さない社会づくりが重要である。例えば、養育費確保の取組を進めている企業を支援したり認証したりするようなアプローチも考えていくべきである。
- ・ 養育費問題については、名古屋の弁護士会ADRで行われている即日調停を活用する試みが有効である。具体的には、名古屋弁護士会の提供するADRで話し合いが調ったものについて、斡旋人が名古屋家庭裁判所に予約を入れて、後日に、即日で調停を成立させる運用が行われている。もっとも、あまり活用されていないとも聞くが。債務名義とするための参考となる簡便な取組として、今後、全国的な拡大も期待されるのではないか。
- ・ ひとり親等のニーズからすれば、養育費に関する裁判手続に電話会議・テレビ会議などリモート機器を活用することにより、手続の迅速化や負担軽減の実現を図ることが考えられる。

- ・ 裁判手続において、養育費の問題と面会交流の問題が同じ土俵で交渉材料とされるような実務は相当でない。調停実務の見直しも含め、裁判手続の改善や負担軽減には期待する。
- ・ 自治体の支援について、所得の多寡による相談者の適切な振り分けが重要である。その一方で、支援の裾野を広げるために、現状では、ほとんどが低所得者向けのみにとどまっている自治体による支援の枠を、今後、どこまで広げていくのかという問題がある。
- ・ 自治体における母子自立支援員等の相談対応者は、様々な相談に対応して適切に振り分ける必要がある。自治体における自立支援員等の相談力の強化、知見の充実、適切に振り分ける力の確保につながるような施策を進めるべきである。
- ・ 自治体の提供する無料相談後、弁護士が必要な事件であるのに、現行の仕組みの上では、継続受任につなげることができず、相談者にとって自治体の法律相談が使いにくいサービスになっている。養育費問題に悩むひとり親から、自治体窓口における無料相談を1回受けて終わるのではなく、自治体と各弁護士会が連携して、自治体での無料相談後も、相談に対応した弁護士がそのまま適切に継続して受任できるように工夫することはできないのか。
- ・ 一般市民にとっては、法律相談を受けた上で弁護士に依頼しようと考えたとしても、弁護士への相談料、報酬がどうなるのかよく分からないという悩みがある。養育費問題で弁護士に委任しようとする市民への弁護士費用の助成を考える自治体にとっても、同様の悩みがあるので、弁護士費用に関する情報の分かりやすさの工夫も検討してもらいたい。
- ・ 養育費の取決めや取り立てを、ひとり親を含む権利者が安全・安心して行うことができる環境が重要である。内閣府男女共同参画局等との連携や、児童精神科医の協力等が必要である。養育費を請求しようとする、義務者から脅されたり、生活の安全を害されたりする懸念がある人が多いことに留意が必要である。
- ・ 今後の中間取りまとめでは、ひとり親の視点にとどまらず、養育費の支払義務者への働きかけについても言及する必要がある。支払義務者に対して、支払のインセンティブを与えるような仕組みを考えていく必要があるのではないか。
- ・ 養育費の支払がきちり確保されることは重要であるから、支払義務者に養育費の支払に向けたインセンティブを与えるだけでなく、養育費の不払いに対して制裁を加える諸外国の取組も、今後の課題として検討しては

どうか。

以 上